

本ポスターは2026年1月現在の情報をもとに作成しています。また、公益通報者保護法及び同法に基づく制度を分かりやすく示すために、関連する用語や用例を簡略化して表現していますが、公益通報者保護法上の用語・用例について、新たに定義したり、解釈を示したりしていません。公益通報者保護法の詳しい内容については、消費者庁HPをご参照ください。